

労災保険法施行規則等の改正について（概要）

1 介護（補償）給付等の最高限度額・最低保障額の見直し

業務上の事由又は通勤災害により一定の障害を負って介護を要する状態になった場合、介護に要した費用について介護（補償）給付等を支給している。

介護（補償）給付等については、例年、最高限度額については、特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を、最低保障額については最低賃金の全国加重平均額を参考に見直しており、今年度も同様の方法で見直しを行うこととする。

- ① 労災保険法に基づく介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更する。

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>166,950 円</u> （165,150 円）	<u>72,990 円</u> （70,790 円）
随時介護を要する者	<u>83,480 円</u> （82,580 円）	<u>36,500 円</u> （35,400 円）

※（ ）内は現行額

- ② CO法に基づく介護料の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更する。

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>166,950 円</u> （165,150 円）	<u>72,990 円</u> （70,790 円）
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>125,260 円</u> （123,860 円）	<u>54,790 円</u> （53,090 円）
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>83,480 円</u> （82,580 円）	<u>36,500 円</u> （35,400 円）

※（ ）内は現行額

2 障害（補償）年金及び傷病（補償）年金の定期報告等の見直し

国民負担の軽減の観点から、以下の見直しを実施する。

(1) 障害補償年金、傷病補償年金等の定期報告の見直し

障害補償年金等の受給者については、生存（転居）確認や厚生年金等受給関係を明らかにするために年一回定期報告を求めている。

これらの情報について、日本年金機構等とのマイナンバー情報連携により把握が可能な者については、定期報告を求めないこととする。

(2) 添付書類の見直し

傷病補償年金及び傷病年金については、現在、障害の状態の変化や治癒の状況を把握するため、定期報告に医師の診断書を添付させている。

これらの情報については、レセプト審査（医療機関から毎月提出される、診療費請求内訳書（レセプト）に記載された診療内容等について、労働局が行う審査）によって把握することが可能であるため、(1)の見直しの後、なお定期報告を求める場合であっても、医師の診断書の添付を不要とすることとする。

3 時間外労働等改善助成金の見直し

(1) 事業名の変更

中小企業事業主が働き方改革を円滑に行うことを支援する助成金であることを明確化するため、その名称を「働き方改革推進支援助成金」と変更することとする。

(2) 助成対象の拡充等

新たに「労働時間短縮・年休促進支援コース」を設けることとするため、労災保険法施行規則第28条第1号イ(2)(ii)中「所定外労働の削減のための措置」を「労働時間の短縮のための措置」に改めるとともに、支給要件に合わせて所要の措置を講ずる。

4 前払一時金等の見直し

労災年金の受給者が前払一時金を選択した場合、前払一時金を選択しなければ定期的に支給されていた年金額（ただし、年5%の利率で割り引いたもの。）が当該前払一時金の額に届くまで、年金の支給を停止している。

今般、平成 29 年の民法改正により、法定利率が年 5%から年 3%となること、今後も法定利率が変更されることがあり得ることから、当該割り引く利率を「5 %」から「算定事由発生日の法定利率」とすることとする。

5 統計数値の変更に伴う追加給付に係る規定の整備

昨年、大阪府及び奈良県の統計調査員の不正が発覚し、毎月勤労統計調査の統計数値が変更され、労災年金について追加給付を行う必要が生じた。

これに伴い、当該追加給付について、メリット収支率に影響させない等の所要の規定の整備を行うこととする。

6 社会復帰促進等事業の根拠規定の明記

社会復帰促進等事業のうち、通達のみで事業内容を定めているもののうち、処分性を有する事業（以下の①～⑫）について、労災保険法施行規則に根拠規定を明記することとする。

① 義肢等補装具費の支給

身体に障害を残す者に義肢等補装具の購入等に要した費用を支給し、身体上の機能を補完させるもの。

② 外科後処置の実施

義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を必要とする者等に対し、所要の処置を行うもの。

③ 労災はり・きゅう施術特別援護措置の実施

頭頸部外傷症候群等により患し、治ゆ後においても疼痛、しびれ、麻痺等の障害を残す者に対し、はり・きゅう施術を行い、これらの症状を対症療法的に軽減させるもの。

④ アフターケアの実施

特定の傷病により患し、治ゆ後においても後遺症状の動揺や併発疾病の発症のおそれがある者に対し、診察等保健上の措置を行うもの。

⑤ アフターケア通院費の支給

アフターケア対象者の経済的負担を軽減するために、アフターケアの通院に要する費用を支給するもの。

⑥ 振動障害者社会復帰援護金の支給

振動障害にり患し、治ゆした者に対する社会復帰のための援護金を支給するもの。

⑦ 頭頸部外傷性症候群等に対する職能回復援護の支給

頭頸部外傷症候群等にり患し、治ゆ後においても精神又は神経に障害を残す者に対し、職業適応能力の回復を援護するための措置を行うもの。

⑧ 労災就学援護費の支給

被災労働者の遺族や、重度障害や長期療養の必要がある被災労働者のうち、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるものに対して援護金を支給するもの。

⑨ 労災就労保育援護費の支給

被災労働者の遺族や、重度障害や長期療養の必要がある被災労働者又はその家族のうち、就労のために子供の保育の必要が認められるものに対して援護金を支給するもの。

⑩ 休業補償特別援護金の支給

事業場が廃止されている等の理由で使用者による第3日目までの休業補償が受けられない者に対して、当該休業補償に相当する額の援護金を支給するもの。

⑪ 長期家族介護者援護金の支給

要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、援護金を支給するもの。

⑫ 労災療養援護金の支給

労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために保険給付を受けられない被災労働者の療養に係る費用を支給するもの。

7 施行期日

- 1、3、4、6：令和2年4月1日
2、5：公布日

令和2年度 介護（補償）給付・介護料の最高限度額・最低保障額の改定について

＜改正の趣旨＞

- 介護（補償）給付については、業務上の事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を介護（補償）給付として支給。給付額には、最高限度額と最低保障額を設け、最高限度額については特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を参考に、最低保障額については最低賃金の全国加重平均を参考に見直すこととしている。
- 今般、平成30年度特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給及び最低賃金の全国加重平均が判明したことから、介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額を見直す。
- また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の措置を講ずるもの）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最高限度額及び最低保障額についても、同様に見直す。

労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）給付

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>166,950円</u> (165,150円)	<u>72,990円</u> (70,790円)
随時介護を要する者	<u>83,480円</u> (82,580円)	<u>36,500円</u> (35,400円)

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>166,950円</u> (166,150円)	<u>72,990円</u> (70,790円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>125,260円</u> (123,860円)	<u>54,790円</u> (53,090円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>83,480円</u> (82,580円)	<u>36,500円</u> (35,400円)

働き方改革推進支援助成金について(時間外労働等改善助成金より改称)

令和2年度予算案 7,292,042 (6,261,208) 千円

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う

コース名(注)	助成概要	支給要件	助成率	助成上限額	助成対象
労働時間短縮・年休促進支援コース(新規) 予算案 2,614,338千円 (2,151,960 千円)	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成	助成対象の取組を行い、以下の何れかの目標を 1つ以上実施 ① 36協定の月の時間外労働時間数の縮減 ② 所定休日の増加 ③ 特別休暇の整備 ④ 時間単位の年休の整備	費用の 3/4 を助成 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、 4/5 を助成	成果目標の達成状況に基づき、①～④の助成上限額を算出 合計は250万円(※) ① 月80時間超の協定の場合に月60時間以下に設定:100万円 ※月60時間超80時間以下の設定に留まった場合:50万円 ※月60時間超80時間以下の協定の場合に月60時間以下に設定:50万円 ② 所定休日3日以上増加:50万円 ※所定休日1～2日以上の増加の場合25万円 ③ 50万円 ④ 50万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修(業務研修を含む) ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取組等
勤務間インターバル導入コース 予算案 2,143,398千円 (1,104,767千円)	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成	助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること		勤務間インターバル時間数に応じて ・9時間以上11時間未満: 80万円(※) ・11時間以上: 100万円(※)	
団体推進コース 予算案 2,534,306千円 (3,004,481千円)	傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成	事業主団体が助成対象の取組を行い、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	定額	上限額: 500万円 複数地域で構成する事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は 上限額: 1,000万円	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置 等

(注:テレワークコースを除く。)

※賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に**15万円～最大150万円加算**

【5%以上の場合は、**24万円～最大240万円加算**】

障害補償年金前払一時金等に係る法定利率の改正について

＜改正の趣旨＞

- 労災保険法附則第59条においては、障害補償年金について、受給者の申出により一定額の範囲内の年金を一括して前払一時金として支給することができる（遺族補償年金、障害年金、遺族年金も同様）。
- 前払一時金を受給者が受領する場合、前払一時金を選択しなければ定期的に支給されていた年金額（ただし、労災保険法施行規則附則第30項により法定利率である5パーセントで割り引いた額）が、当該前払一時金の額に到達するまでの間、年金の支給を停止することとされている。
- また、労災保険法附則第64条においては、事業主が損害賠償をした場合における労災保険給付との調整について規定しているところ、同条第2項第1号に規定する年金給付の額についても、労災保険法施行規則第44項により法定利率である5パーセントで割り引いて計算している。
- 今般、平成29年の民法改正により、令和2年4月1日から法定利率が3パーセントに改正され、また、今後は3年ごとに法定利率が見直される（民法第404条）。
- このため、労災保険法施行規則附則第30項に規定する利率について、民法の改正に合わせて見直しを行うこととする。また、同規則附則第44項についても同様の改正を行う。

義肢等補装具費の支給について

＜制度の趣旨＞

業務災害又は通勤災害により傷病を被った者にあつては、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等（以下「義肢等補装具」という。）を必要とすることがあることに鑑み、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用を支給することにより、社会復帰の促進を図るもの。

＜支給対象＞

支給種目ごとに支給対象者を規定

（例1：義肢）

上肢又は下肢の全部又は一部を亡失したことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者 など

（例2：車椅子）

両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であつて、義足及び下肢装具の使用が不可能であるもの など

＜支給内容＞

義肢等補装具の購入又は修理に要した費用等を支給

＜支給種目＞（23種目）

- | | | | |
|--------------|----------------|-----------|-----------------|
| 1 義肢 | 6 義眼 | 12 電動車椅子 | 18 浣腸器付排便剤 |
| 1－2 筋電電動義手 | 7 眼鏡（コンタクトレンズ） | 13 歩行車 | 19 床ずれ防止用敷ふとん |
| 2 上肢装具及び下肢装具 | 8 点字器 | 14 収尿器 | 20 介助用リフター |
| 3 体幹装具 | 9 補聴器 | 15 ストマ用装具 | 21 フローテーションパッド |
| 4 座位保持措置 | 10 人工喉頭 | 16 歩行補助つえ | 22 ギャッチベッド |
| 5 盲人安全杖 | 11 車椅子 | 17 かつら | 23 重度障害者用意思伝達装置 |

外科後処置の実施について

＜制度の趣旨＞

業務災害又は通勤災害による傷病が治癒した者においては、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を必要とすることがあることに鑑み、これらの者に所要の処置を行い、社会復帰の促進を図るもの。

＜支給対象＞

障害（補償）給付の支給決定を受けた者で、失った労働能力を回復し、又は醜状を軽減する見込みのあるもの

＜支給内容＞

原則として整形外科的診療、外科的診療及び理学療法とし、処置に必要な医療の給付として次に掲げるものを支給

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

オ 筋電電動義手の装着訓練及び使用装着期間における指導等並びに能動式義手の装着訓練

労災はり・きゅう施術特別援護措置の実施について

＜制度の趣旨＞

業務災害又は通勤災害による頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、腰痛、振動障害等の傷病者で、症状が固定した後においても疼痛、しびれ、麻痺等の障害を残す者に対し、はり・きゅう施術を行うことにより、円滑な社会復帰を図るもの。

＜支給対象＞

頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、腰痛、振動障害等により患し、障害（補償）給付を受けた者又は受けると見込まれる者（傷病が治癒した者に限る）で、はり・きゅう施術を必要とする者

＜支給内容＞

1か月5回を限度に1年以内の期間、はり・きゅう施術を行う

ただし、都道府県労働局長が特に必要と認める者については、1年を限度として施術期間を延長できる

アフターケアの実施・アフターケア通院費の支給について

＜制度の趣旨＞

せき髄損傷等の傷病に罹患した者にあつては、症状固定後においても後遺症状に動揺をきたす場合が見られること、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることに鑑み、予防その他の保健上の措置を講じ、当該労働者の労働能力を維持し、円滑な社会復帰を図るもの。

＜支給対象＞

対象傷病ごとに支給対象者を規定

(例: せき髄損傷)

業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者であつて、障害等級第3級以上の障害(補償)給付を受けている者又は受ける見込まれる者(症状固定した者に限る。)のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる者 など

＜支給内容＞

アフターケアの予防その他の保険上の措置として、対象傷病ごとに範囲を規定し、診察、保健指導、保健のための処置及び検査を行う

＜対象傷病＞(20傷病)

- | | | | |
|-------------|---------------------------|----------------|-------------------|
| 1 せき髄損傷 | 6 振動障害 | 11 尿路系腫瘍 | 16 精神障害 |
| 2 頭頸部外傷症候群等 | 7 大腿骨頸部骨折及び
股関節脱臼・脱臼骨折 | 12 脳の器質性障害 | 17 循環器障害 |
| 3 尿路系障害 | 8 人工関節・人工骨頭置換 | 13 外傷による末梢神経損傷 | 18 呼吸機能障害 |
| 4 慢性肝炎 | 9 慢性化膿性骨髄炎 | 14 熱傷 | 19 消化器障害 |
| 5 白内障等の眼疾患 | 10 虚血性心疾患等 | 15 サリン中毒 | 20 炭鉱災害による一酸化炭素中毒 |

＜アフターケア通院費の支給＞

— 11 —

アフターケア対象者の経済的負担を軽減するために、アフターケアの通院に要する費用を支給

振動障害者社会復帰援護金の支給について

<制度の趣旨>

振動業務に従事したことにより振動障害に罹患し、療養補償給付を受けている者（以下「振動障害者」という）であって、振動障害が治癒した者については、職業復帰のみならず、日常生活への復帰も含めた早期の社会復帰が望まれるところであるが、これらの者が社会復帰する場合には、振動業務以外の業務に就く必要があること及び雇用の機会が限定されていることに鑑み、社会復帰のための援護金を支給し、早期社会復帰の促進を図るもの。

<支給対象>

振動障害者（療養継続1年以上の者に限る）であって、当該振動障害が治癒したもの（治癒後1年以内の者に限る）

<支給内容>

ア 治癒となった日において65歳以上の者については、給付基礎日額の120日分

イ 治癒となった日において65歳未満の者については、給付基礎日額の200日分

ただし、いずれの場合も300万円を限度とする。

頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護の支給について

＜制度の趣旨＞

業務災害又は通勤災害による頭頸部外傷症候群等の傷病者であって、その症状が固定した後において精神又は神経に障害を残す者については、職業適応能力の減退のため、直ちに被災前の労働に就業することが困難な者が少なくないので、これらの者に対し、職業適応能力の回復を援護するため、職能回復援護を行い、もって当該傷病者の社会復帰の促進を図るもの。

＜支給対象＞

業務災害又は通勤災害による頭頸部外傷症候群等の傷病者であって、障害等級第12級以上の障害（補償）給付を受け、職業適応能力の減退により直ちに被災前の労働に従事することが困難と認められ、かつ、技能の習得を必要とするものに対して行う。

＜支給内容＞

就業のため技能の習得を目的とした教習、講習等に参加した場合、交通費及び教材費等を支給
限度額35,000円

労災就学援護費の支給について

＜制度の趣旨＞

業務災害又は通勤災害により死亡し、重度障害を受け、又は長期療養を要する労働者の子弟の就学状況の実態及び遺族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を支給し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図ることを目的とするもの。

＜支給対象＞

次の①～③いずれかに当てはまり、学費などの支払いが困難と認められる場合

- ① 遺族（補償）年金を受給していて、死亡した労働者の子と生計を同じくしており、その子が学校教育法第1条の学校など（※）に在学している（以下「在学中」）、または受給者本人が在学中
- ② 第1～3級の障害（補償）年金を受給していて、生計を同じくしている子が在学中、または受給者本人が在学中
- ③ 傷病（補償）年金を受給していて（せき髄の損傷などで傷病の程度が特に重篤と認められる人に限る）、生計を同じくしている子が在学中

※ 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校など

＜支給内容＞

都道府県労働局・労働基準監督署において対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費を支給する。

- ①小学生……在学者1人につき月額14,000円
 - ②中学生……在学者1人につき月額18,000円（通信制課程に在学する者にあつては15,000円）
 - ③高校生等…在学者1人につき月額18,000円（通信制課程に在学する者にあつては15,000円）
 - ④大学生等…在学者1人につき月額39,000円（通信制課程に在学する者にあつては30,000円）
- （※ いずれも令和元年度の月額）

労災就労保育援護費の支給について

＜制度の趣旨＞

保育に係る費用の一部を援護することにより、保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図ることを目的とするもの。

＜支給対象＞

次の①～③いずれかに当てはまり、保育費用を援護する必要があると認められる場合

- ① 遺族（補償）年金を受給していて、死亡した労働者の子と生計を同じくしており、その子を就労のために保育所などに預けている、または受給者本人がその家族の就労のために保育所などに預けられている
- ② 第１～３級の障害（補償）年金を受給していて、生計を同じくしている子を就労のために保育所などに預けている、または受給者本人がその家族の就労のために保育所などに預けられている
- ③ 傷病（補償）年金を受給していて（せき髄の損傷などで傷病の程度が特に重篤と認められる人に限る）、生計を同じくしている子供を就労のために保育所などに預けている

＜支給内容＞

都道府県労働局・労働基準監督署において対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就労保育援護費を支給する。

保育を要する児童…要保育児１人につき月額12,000円

（※ 令和元年度の月額）

休業補償特別援護金の支給について

＜制度の趣旨＞

労働者災害補償保険法による休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給することとされており、第3日目までの3日間については使用者が、労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならない。

しかしながら、事業場の廃止等の理由で、労働者が第3日目までの休業補償を受けることができない場合があり、これらの者の援護を図るため、社会復帰促進等事業として休業補償特別援護金を支給するもの。

＜支給対象＞

休業期間が4日以上被災労働者であって、事業場の廃止または事業主の行方不明後に疾病の発生が確定したなどの理由で、使用者による第3日目までの3日間の休業補償を現実に受けておらず、かつ受けられる見込みのないもの。

＜支給内容＞

休業補償給付の3日分に相当する額を支給

長期家族介護者援護金制度について

<制度の趣旨>

一定の障害により、障害等級第1級の障害(補償)年金または傷病等級第1級の傷病(補償)年金を10年以上受給されていた方が、業務外の原因で死亡した場合、一定の要件を満たすご遺族の方に、長期家族介護者援護金を支給するもの。

<支給対象> (※見直し箇所は下線部)

次のいずれの要件も満たす方が支給対象者。

1 障害等級1級又は2級の障害(補償)年金又は傷病等級1級又は2級の傷病(補償)年金の受給者(ただし、受給期間が10年以上の者に限る。)であって、次のいずれかに該当していた者の遺族であること。

(1) 神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に又は随時介護を要すること。

(2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に又は随時介護を要すること

(3) せき髄の著しい障害により、常に又は随時介護を要すること。

2 妻又は55歳以上若しくは一定の障害の状態にある最先順位の遺族であること(順位等については遺族(補償)年金の支給の場合に準ずること)。

3 遺族(補償)給付を受給することができないこと。

4 生活困窮者(所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者であって、その者を扶養する者がいないか、又はその者を扶養する者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなる者)であること。

<支給内容>

遺族に対して、100万円が支給(援護金の支給を受けることができる遺族が2人以上の場合には、100万円をその数で除して得た額)。

労災療養援護金の支給について

<制度の目的>

労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたため、法律上労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の療養に係る負担を軽減することにより、福祉の増進を図るもの。

<支給対象>

けい肺又は外傷性せき髄障害により、昭和35年3月31日以前に労災保険法の規定による打切補償費の支給を受けた者で、当該負傷又は疾病の療養のため、病院等において診療を受けているもの

<支給内容>

ア 労災保険法における療養の給付と同様の給付（診察、薬剤又は治療材料の支給等）

イ 援護金

（1）入院療養者

1か月 労災保険法施行規則第18条の3の4第1項第2号に定める額

（2）通院日数が7日を超える者

1か月 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（以下「公健法施行令」という）第23条の表第4号に定める額

（3）通院日数が2日以上7日以下の者

1か月 公健法施行令第23条の表第5号に定める額

ウ 傷病の状態が常に介護を要する者で、現に自宅において介護を受けている者

1か月 介護を要する費用として支出された費用の額

（（1）に満たないときは（1）の額とし、（2）を超えるときは（2）の額とする）

（1）労災保険法施行規則第18条の3の4第1項第2号に定める額

（2）その月において介護を要する費用として支出された費用の額が（1）を超えるときは、当該支出された費用の額（その額が労災保険法施行規則第18条の3の4第1項第1号に定める額の最高限度額を超えるときはこれによる）